非核三原則の堅持を求める意見書

非核三原則「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」は、昭和 42 年に当時の佐藤榮作内閣総理大臣が国会で表明し、昭和 46 年には衆議院においてその遵守を決議して以来、我が国の揺るぎない国是として位置付けられ、歴代内閣においても一貫して堅持されてきました。

日本は、世界唯一の戦争被爆国であり、広島・長崎の惨禍を二度と繰り返さないという誓いの下、国際社会における平和と安全の維持、そして「核兵器のない世界」の実現に向け、これまで主導的な役割を果たしてきています。

本年１月には、被爆地である広島市議会において「非核三原則の堅持を求める意見書」が全会一致で可決されるなど、我が国全体においても、非核三原則を将来にわたって堅持し続けることを求める声が改めて示されています。

今日に至るまで、平和国家としての歴史を歩んできた本国において、被爆国としての使命を踏まえるならば、非核三原則は今後も国の基本方針として守り抜くべき重要な原則です。

核兵器は、ひとたび使用されれば人命のみならず、社会や環境に取り返しのつかない甚大な被害をもたらします。被爆者が長年にわたり訴え続けてきた「二度と同じ苦しみを繰り返してはならない」との切実な願いを次の世代へ確実に引き継ぎ、世界の恒久平和に寄与していくことは、我が国の重要な使命です。

よって、国会及び政府におかれては、国民の平和への願いを真摯に受け止め、我が国の国是である非核三原則を将来にわたって堅持するとともに、「核兵器のない世界」の実現に向け、国際社会において引き続き積極的な役割を果たされるよう強く要請します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和８年９月２８日

那珂川市議会議長　臂　英治

衆 議 院 議 長　森　　英介 様

参 議 院 議 長　関口　昌一 様

内閣総理大臣　　高市　早苗 様

外 務 大 臣　　茂木　敏充 様

防 衛 大 臣　　小泉進次郎 様